

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

		事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名		
政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令 第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無	有・無						
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	円	・	・	円	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑮)		・	・	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑯
	計 ①+② ③		・	・	円		当期控除額 ⑯
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②))	円	・	・	円		翌期繰越額 ⑯-⑯ ⑰
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		・	・	円		
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)		・	・	円		
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の⑪)	円	・	・	円		
	計 ⑥+⑦ ⑧		・	・	円		
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額)	円	・	・	円		
	⑨又は当初申告税額控除額 ⑩		・	・	円		
	前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑪		・	・	円		
	法第53条第41項により控除できる 金額 (別表7(その1)の⑧)	円	・	・	円		
	当期分として算定した法人税割額 (⑫又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは 第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩) ⑬		・	・	円		
	当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額 (⑬若しくは (⑩+⑪+⑫)のうち少ない額又は⑭) ⑭		・	・	円		
各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細							
事務所又は事業所			従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外 国 税 額 等 ⑯	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ⑯	各道府県ごとに控 除する外国税額等 (⑯又は⑯のうち 少ない額) ⑰	
名 称	所 在 地		人	円	円	円	
合 計					⑯	⑰	